

平成 1 9 年 度

都市・地域整備局関係予算決定概要

平成 1 8 年 1 2 月 2 4 日

国土交通省都市・地域整備局

I. 平成19年度予算概要

1. 地域の活性化・都市再生に向けた取組の推進

(1) まちづくり交付金によるにぎわい創出力の強化

地域の創意工夫を活かした全国都市再生の推進をより一層図るため、まちづくり交付金の事業規模の拡大を図る。また、まちおこしセンターや、子育て世代活動支援センターの整備を基幹事業として支援するとともに、住民やNPO等のまちづくり活動等の提案事業を活用し、にぎわい創出力の強化を図る。

(2) 民間の資金・ノウハウを活用した都市再生の推進

「活力の源泉」である都市の成長力・競争力の強化を図るため、民間都市開発推進機構のまち再生出資業務について事業区域面積要件の緩和、広域的な地域活性化活動の拠点となる民間都市開発事業の対象化等を行う。

(3) 住民参加によるまちづくり活動の支援

地域資源を活用した特色あるまちづくりを一層推進するため、民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンド支援業務」の支援対象として、市町村長が指定するNPO等の非営利法人及び地方公共団体が設置する基金を追加する。

(4) 密集市街地緊急リノベーションの推進

都市計画道路の整備に併せ、各種事業の総力を結集して沿道建築物の不燃化等を図り、緊急に防災環境軸の整備を推進するため、複数の事業手法を組み合わせた整備計画作成・コーディネートに対する支援と、整備計画に位置付けられた事業について採択要件の緩和を行う密集市街地緊急リノベーション事業を創設するとともに、都市再生区画整理事業、市街地再開発事業の面積要件の緩和等を行う。また、密集市街地等において、地権者組織、まちづくりNPO法人等が自らの発意に基づき都市計画の提案をしようとする場合に、その素案作成に対して補助することにより、市町村による都市計画決定を促し、建築規制の緩和等を通じて自律的な建替えを促進し、市街地の整備改善を図るとともに、民間投資誘発効果の発現を図る。

(5) 都市・地域における総合交通戦略の推進

公共交通を核として、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進するため、自治体や公共交通事業者等が参加する協議会等によるハード・ソフト両面からなる総合的な交通戦略に基づき、LRT・BRTの整備、交通結節点の改善、駐車場整備等の取組を総合的に支援する。

(6) 踏切対策のスピードアップ

開かずの踏切等の対策を早期に実現するため、踏切交通実態総点検を踏まえ、歩道拡幅や賢い踏切などの速効対策と連続立体交差事業などの抜本対策を両輪として、緊急かつ重点的に踏切対策を推進する。

(7) 景観形成総合支援事業の創設

景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援し、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。

2. 災害に強いまちづくりの推進

(1) 下水道総合浸水対策緊急事業の拡充

局地的な豪雨が増加し、都市部での内水氾濫被害が頻発していることから、緊急かつ重点的に都市の浸水対策を強化していく必要がある。時間的・財政的制約の中、都市の相当面積を占めている道路や都市部における貴重なオープンスペースを保有している公園等との事業連携により、雨水の貯留浸透を促進し、「雨水の流出しにくいまちづくり」を推進することにより、効率的な浸水対策を行う。

(2) 都市水害対策共同事業の創設

局地的な豪雨が増加し、都市部での内水氾濫被害が頻発していることから、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川がより一層連携・共同し、相互の施設を融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進する。

(3) 帰宅困難者対策のための防災公園整備の推進

災害に強い安全・安心な都市を形成するため、首都直下地震や東海地震等の発災時に膨大な数の帰宅困難者が発生すると想定されているターミナル駅周辺や幹線道路沿い等において、一時的な収容、飲料水や災害用トイレの提供など、帰宅行動支援に資する都市公園の整備を推進する。

3. 柔軟で豊かな都市環境の実現

(1) 緑地環境整備総合支援事業の拡充

緑豊かで安心して子育てができる快適な都市環境を形成するため、用地取得を伴わない効率的な都市公園の確保、官民協働による緑地整備を支援することにより、都市における効率的な都市公園や緑地の確保を推進する。

(2) 合流式下水道緊急改善事業の拡充

合流式下水道から雨天時に未処理下水が排出される問題に対応するため、合流式下水道緊急改善事業の制度期間を延伸すること等により、政令で定められた平成25年度までの改善対策を確実に推進する。

(3) 下水道施設を活用した地域バイオマスの利活用の推進

循環型社会の形成や地球温暖化対策に対応するため、廃棄物処理担当部局等と連携し、下水道施設等を最大限に活用して、地域に賦存するバイオマスの有効利用を積極的に推進する。

4. 活力ある地域の実現

(1) 離島振興及び奄美群島振興開発の推進（公共事業関係費）

離島振興対策実施地域及び奄美群島の地域において、総合的な振興開発の推進を図るため、これらの地域に係る公共事業予算について、農林水産省所管分等を含めて予算の一括計上を行っている。

地域計上予算国費総括表

(単位：百万円)

区 分	離 島	倍 率	奄 美	倍 率
国土交通省関係				
治山治水	5,837	1.00	885	0.53
治 水	3,897	0.98	706	0.50
海 岸	1,940	1.05	179	0.70
道路整備				
幹線道路	19,643	0.93	5,696	0.83
港湾空港鉄道等	14,941	0.85	7,016	1.05
港 湾	14,351	0.84	6,533	1.04
空 港	590	1.16	483	1.16
住宅都市環境整備				
都市環境整備	47	1.88	572	4.93
下水道水道廃棄物処理等	3,315	0.89	670	1.19
下 水 道	3,280	0.90	670	1.19
都市公園	35	0.39	0	-
国土交通省関係分計	43,783	0.91	14,839	0.93
農林水産省関係	41,515	0.93	15,219	0.99
厚生労働省関係（簡易水道）	1,845	0.92	618	1.42
環境省関係（廃棄物処理）	422	0.65	290	0.61
合 計	87,565	0.92	30,966	0.96

※道路整備事業、都市環境整備事業、下水道事業、都市公園事業の全部若しくは一部に係る公共事業費は再掲

○特定地域振興対策の推進（行政経費）

特定地域予算国費総括表

(単位：百万円)

区 分	内 示 額	対前年度 倍 率
奄 美 振 興	4 6 3	0.99
小 笠 原 振 興	1, 5 6 9	0.97
離 島 振 興	2 4 3	0.99
豪雪地帯振興	1 7 6	1.00
半 島 振 興	6 6	0.97

Ⅱ. 平成19年度 都市・地域整備局関係予算総括表(国費)

平成19年度 都市整備関係予算額

(単位:百万円)

事 項	前年度 予算額 (A)	19年度 予算額 (B)	対前年度 倍率 (B/A)	備 考
		(653,192)	(0.95)	
下水道事業	689,589	651,662	0.95	
都市公園事業	116,587	110,349	0.95	
都市環境整備事業	343,457	344,553	1.00	
市街地整備	290,190	292,358	1.01	
まちづくり交付金	238,000	243,000	1.02	
その他市街地整備	52,190	49,358	0.95	
道路環境整備	2,200	2,200	1.00	
都市水環境整備	51,067	49,995	0.98	
都市水環境整備	45,697	44,626	0.98	
緑地環境整備	5,370	5,369	1.00	
土地区画整理事業資金貸付金	205	0	-	
一般会計 計	1,149,838	1,106,564	0.96	
街路事業	477,550	457,348	0.96	
街路事業	349,803	336,839	0.96	
土地区画整理事業	106,489	100,320	0.94	
市街地再開発事業等	20,070	19,049	0.95	
街路交通調査	1,188	1,140	0.96	
都市再生事業資金貸付金等	400	410	1.03	
道路特会 計	477,950	457,758	0.96	
都市・地域整備局 (一般公共事業費)計	1,627,788	1,564,322	0.96	
災害関係	538	538	1.00	
行政経費	5,943	5,444	0.92	

(注) 1. 本表の他に、内閣府一括計上の地域再生基盤強化交付金(19年度内示額:141,833百万円、前年度:137,700百万円、1.03倍)があり、下水道事業の内示額の上段()書きは19年度に交付金化した額(1,530百万円)を含んだ計数である。

2. 都市再生事業資金貸付金等には、連続立体交差事業資金貸付金(19年度予算額:200百万円)を含む。

平成19年度 特定地域振興対策関係予算額

(単位:百万円)

事 項	前年度 予算額 (A)	19年度 予算額 (B)	対前年度 倍率 (B/A)	備 考
離島振興	95,779	87,808	0.92	
公共事業経費	95,532	87,565	0.92	
行政経費	247	243	0.99	
奄美振興	32,649	31,429	0.96	
公共事業経費	32,183	30,966	0.96	
行政経費	466	463	0.99	
小笠原振興	1,616	1,569	0.97	
豪雪地帯振興	175	176	1.00	
半島振興	68	66	0.97	
合 計	130,287	121,048	0.93	

Ⅲ. 新規事項等

下水道事業

1. 下水道総合浸水対策緊急事業の拡充

[別紙 1]

都市機能が集積した地区や床上浸水被害が未解消となっている地区等における浸水対策をより効率的に推進するため、道路事業、公園事業等と連携して計画を策定した上で雨水の貯留浸透に関する一体的な取組を実施することとし、公園の池やため池等を活用した雨水貯留施設等の設置や、路面復旧における透水性舗装について、下水道総合浸水対策緊急事業として新たに国庫補助対象とする。

2. 都市水害対策共同事業の創設

[別紙 2]

下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設を、出水特性や規模に応じて融通利用するため、相互の施設を結ぶネットワーク管きよ、ポンプ施設等を国庫補助対象とする。

3. 合流式下水道緊急改善事業の拡充

[別紙 3]

合流式下水道緊急改善事業の制度期間を延伸し、平成19年度より3年間以内に策定する「合流式下水道緊急改善計画（計画期間5年間以内）」に基づき、政令で定められた平成25年度までの事業を確実に推進する。また、従来の改善方式より経済的であることを条件に分流化のための管きよを国庫補助対象とする。

4. 下水道施設を活用した地域バイオマスの利活用の推進

[別紙 4]

（新世代下水道支援事業制度の拡充）

下水汚泥と他のバイオマスを一体的に処理し、燃料化等の有効利用を効率的に推進するため、地方公共団体において廃棄物処理担当部局等と連携して「バイオマス利活用計画」を策定し、これに基づきバイオマスの有効利用が図られる場合に、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な下水道施設を国庫補助対象とする。

5. 下水道による積雪対策の推進

[別紙 5]

（新世代下水道支援事業制度において積雪対策を明確化）

下水道施設や下水処理水を活用した積雪対策を積極的に推進するため、新世代下水道支援事業制度リサイクル推進事業に、「積雪対策推進型」を創設する。

6. 新規採択箇所数

公共下水道：	5箇所
特定環境保全公共下水道：	5箇所
都市下水路：	1箇所
計	：11箇所

都市公園事業

1. 帰宅困難者対策のための防災公園の拡充

[別紙 6]

帰宅困難者の発生が想定されている地域における防災対策を推進するため、広域避難地・一次避難地となる防災公園の地域要件を拡充する。

2. 防災公園街区整備事業の事業地区要件の改正

[別紙 7]

都市の防災性向上を図るため、防災公園街区整備事業について、事業の要望を行う地方公共団体以外の地方公共団体が所有する土地を都市再生機構が取得し、事業を行うことができるよう拡充する。

3. 密集市街地における防災公園の整備推進 [別紙 8]
密集市街地対策を一層推進するため、密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画に位置付けられる防災公園の面積要件を拡充する。
4. 緑地環境整備総合支援事業の拡充 [別紙 9]
緑豊かで快適な子育て環境形成のため、緑地環境整備総合支援事業の要素事業である市民緑地等整備事業に借地公園を追加するとともに、市民緑地・管理協定の事業主体に緑地管理機構を追加する。
5. 国営公園維持管理費における国庫債務負担行為 [別紙 10]
国営公園のうちイ号公園（都市公園法第二条第一項第二号イに基づくもの）における維持管理業務について、国庫債務負担行為を活用し、複数年度契約に移行する。
6. 新規採択箇所数：20箇所

都市環境整備事業

1. 市街地再開発事業等の拡充 [別紙 11]
緊急に整備すべき密集市街地において、公共施設等の整備や老朽木造建築物等の更新を機動的に行うための第二種市街地再開発事業の採択要件の緩和、国の政策課題に対応した先導的な施設建築物等の整備に対する支援制度の延長等を行う。
2. 暮らし・にぎわい再生事業の拡充 [別紙 12]
中心市街地の活性化を効率的・戦略的に推進するため、広場等の賑わい空間、多目的ホール等の賑わい交流施設の整備に対する支援の拡充や身の丈に応じた都市機能導入施設等に対する補助要件の緩和を行う。
3. 都市再生総合整備事業の拡充 [別紙 13]
都道府県等が、まちづくり交付金事業と一体となって都市再生総合整備事業（拠点整備型）を実施できるよう、採択要件に特例を設ける。また、補助対象事業主体に協議会を追加する。
4. 都市再生区画整理事業の拡充 [別紙 14]
密集市街地の防災性の向上を推進するため、補助面積要件の緩和、耐火建築物が立地する敷地上の既存建築物の移転補償費を補助対象に追加する等の拡充を行う。
5. 都市交通システム整備事業の創設 [別紙 15]
総合的な都市交通の戦略や明確な政策目的を規定した計画に基づいて実施される歩行者通路・広場等の公共的空間、駐車場、バリアフリー交通施設等の整備に対し支援する。また、総合的な都市交通の戦略に基づく公共交通の施設の整備に対し包括的に支援する。
6. 都市防災総合推進事業の拡充 [別紙 16]
重点密集市街地において各種事業が連携して防災環境軸の整備を促進するメニューとして「密集市街地緊急リノベーション事業」を創設する。また、地区公共施設等整備の事業主体に都道府県を追加する。
7. まち再生総合支援事業の拡充 [別紙 17]
「活力の源泉」である都市の成長力・競争力の強化を図るため、民間都市開発推進機構のまち再生出資業務について事業区域面積要件の緩和、広域的な地域活性化活動の拠点となる民間都市開発事業の対象化等を行うとともに、住民参加型まちづくりファンド支援業務について対象に市町村長の指定した非営利法人等を追加する。

8. まちづくり交付金の拡充

[別紙 18]

地場産品の開発・情報発信等のまちおこしの中核となる施設や、乳幼児の一時預かり等により子育て世代の活動を支援する施設の整備を促進し、まちのにぎわいを創出する。

9. 民間都市開発推進機構による都市再生支援業務の拡充

民間都市開発推進機構の都市再生支援業務について、新たな事業形態である合同会社を対象に加える。

街路事業

1. 交通結節点における乗り換え円滑化のための制度拡充

[別紙 19]

交通結節点改善事業に、円滑な乗り換えを確保するために必要となる路面電車の走行路面・停留所等の整備（道路区域外の空間を活用するものを含む）を追加する。

2. 市街地再開発事業の面積要件の緩和

緊急に整備すべき密集市街地において、道路等の公共施設の整備や老朽木造建築物等の更新を機動的に行うための第二種市街地再開発事業の採択要件の緩和を行う。

3. 連続立体交差事業の新規着工準備箇所

- ・ 東武伊勢崎線（東京都足立区）
- ・ 阪急京都線（京都府京都市）

[別紙 20]

[別紙 21]

4. 新規採択箇所数

- ・ 街 路 事 業：15箇所
- ・ 土地区画整理事業：21箇所
- ・ 市街地再開発事業等：6箇所

独立行政法人都市再生機構

1. 都市・居住環境整備推進出資金（防災公園街区整備型）の拡充

都市再生機構が行う防災公園街区整備事業について、事業地区要件の改正を行うとともに、密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画に位置付けられた場合の面積要件の拡充を行う。

2. 事業費

都市機能更新事業	59,930百万円	（対前年度比	1.11）
防災環境軸整備事業	2,500百万円	（対前年度比	1.00）
土地有効利用事業	38,235百万円	（対前年度比	0.83）
防災公園街区整備事業	17,254百万円	（対前年度比	1.50）
まちなか再生・まちなか	3,000百万円	（対前年度比	1.00）
居住推進事業			
宅地供給推進事業	19,042百万円	（対前年度比	1.03）

日本下水道事業団

業務運営費補助金

418百万円（対前年度比 0.97）

行政経費

<主な新規事項等>

1. 景観形成総合支援事業の創設〔別紙 22〕 200百万円
景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援し、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。
2. まちづくり計画策定担い手支援事業の創設〔別紙 23〕 200百万円
密集市街地等において、地権者組織、まちづくりNPO法人等が自らの発意に基づき都市計画の提案をしようとする場合に、その素案作成に対して補助することにより、市町村による都市計画決定を促し、建築規制の緩和等を通じて自律的な建替えを促進し、市街地の整備改善を図るとともに、民間投資誘発効果の発現を図る。
3. 豪雪地帯対策特別事業の拡充〔別紙 24〕 124百万円の内数
豪雪地帯における安全安心な暮らしを確保するため、克雪、交流、高齢者支援施設の整備に加え、克雪施設を効果的に活用する地域の克雪体制整備について、支援を図る。
4. 地域における人材の受け入れ体制の整備支援モデル調査経費 35百万円
U・J・Iターンを希望する団塊世代等の円滑な再チャレンジの実現を図るため、地方公共団体、地域集落の代表、地元企業、NPO等が参画する協議会が行う人材受け入れのための各種取組（居住・就業体験機会の提供、移住ガイダンス等）に対する支援を行う。
5. テレワークモデル調査経費 35百万円
情報通信手段を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を提供できるテレワークを推進するため、テレワークセンターの可能性を検討するとともに普及啓発活動を行う。
6. 自動二輪車駐車システム導入促進〔別紙 25〕 150百万円
自動二輪車駐車場の整備促進を図るため、機械式駐車場における自動二輪車に対応した機械、設備の駐車システムの開発を実施する。

下水道総合浸水対策緊急事業の拡充

下水道事業課

1. 背景・目的

局地的な豪雨が増加し、都市部での内水氾濫被害が頻発していることから、緊急かつ重点的に都市の浸水対策を強化していく必要がある。

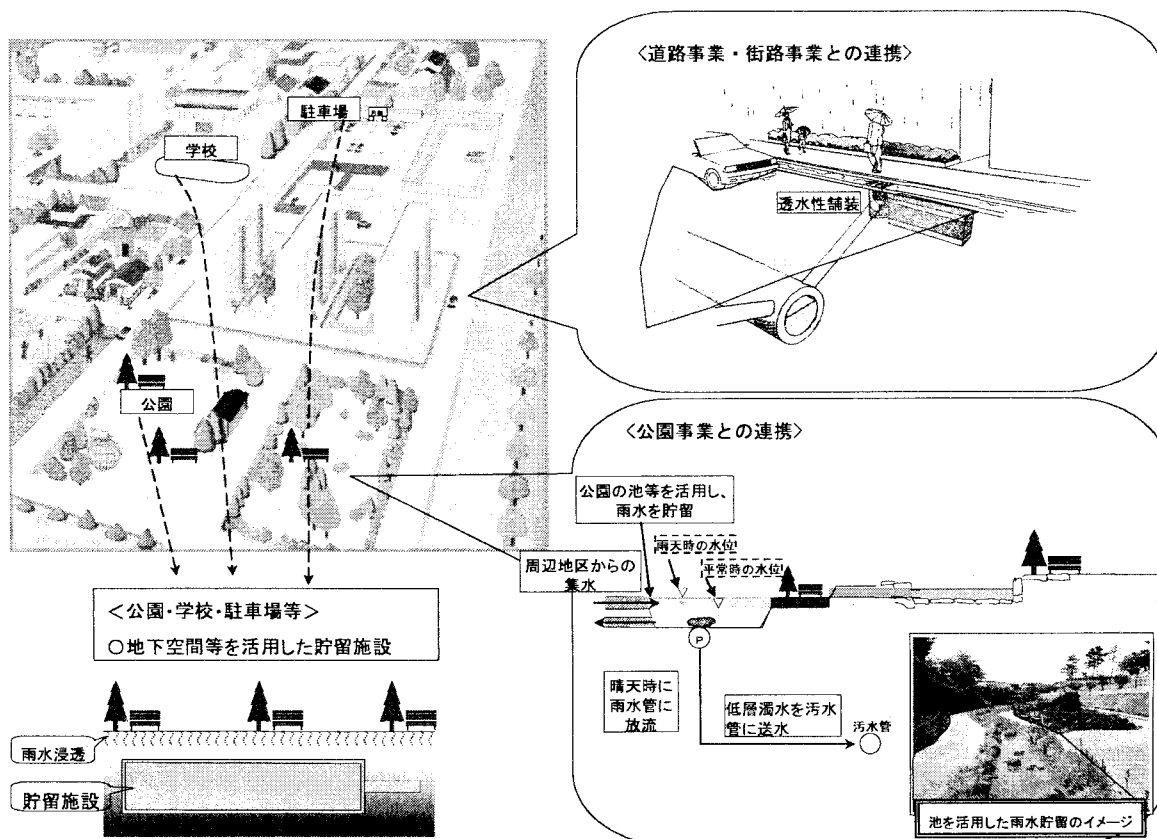
時間的・財政的制約の中、都市の相当面積を占めている道路や都市部における貴重なオープンスペースを保有している公園等との事業連携により、雨水の貯留浸透を促進し、「雨水の流出しにくいまちづくり」を推進することにより、効率的な浸水対策を行う。

2. 概 要

都市機能が集積した地区や床上浸水被害が未解消となっている地区等における浸水対策をより効率的に推進するため、道路事業、公園事業等と連携して計画を策定した上で雨水の貯留浸透に関する一体的な取組を実施することとし、公園の池やため池等を活用した雨水貯留施設等の設置や、路面復旧における透水性舗装について下水道総合浸水対策緊急事業として新たに国庫補助対象とする。

3. 事業効果

下水道総合浸水対策緊急事業の拡充により、関係事業と連携した雨水の貯留浸透が促進され、雨水の流出抑制効果が向上することから、より一層効率的に浸水被害の最小化が図られる。



都市水害対策共同事業の創設

下水道事業課

1. 背景・目的

局地的な豪雨が増加し、都市部での内水氾濫被害が頻発していることから、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川がより一層連携・共同し、相互の施設を融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進する。

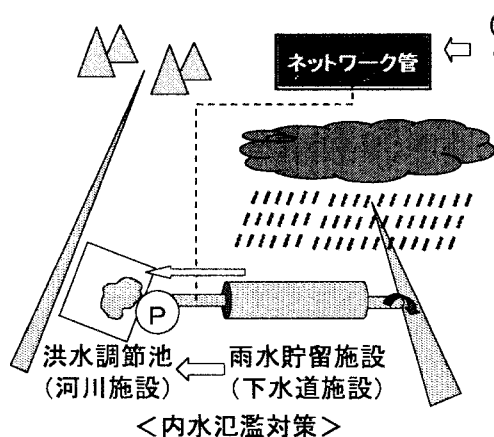
2. 概 要

下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設を、出水特性や規模に応じて融通利用するため、相互の施設を結ぶネットワーク管きょ、ポンプ施設等を国庫補助対象とする。

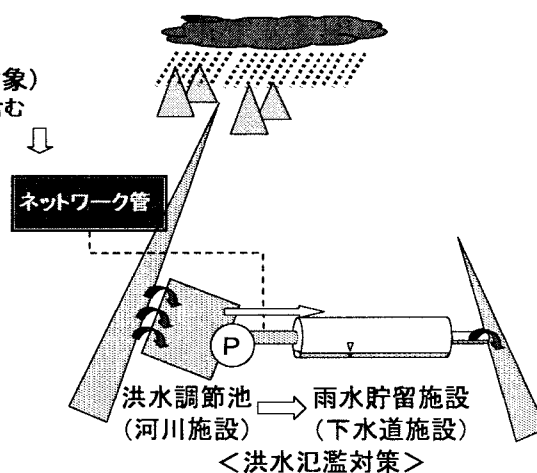
3. 事業効果

相互の施設を融通利用してそれぞれの能力をこれまで以上に効果的に活用することにより、効率的に浸水安全度の向上を図ることができる。

【都市部で降雨の場合】



※上流部で降雨の場合



合流式下水道緊急改善事業の拡充

流域管理官

1. 背景・目的

合流式下水道から雨天時に未処理下水が排出される問題に対応するため、平成14年度に「合流式下水道緊急改善事業」を創設したが、同事業の計画期間は5年間以内と限定されているため、平成14年度に事業着手した都市では、平成18年度に事業実施期間が終了することとなる。

しかし、平成15年度には下水道法施行令が改正され、平成25年度末までの10年間に所要の合流改善を実施することを義務付けており、この目標を達成させるため、同事業の制度期間を延伸すること等により、確実な改善対策の完了を図る。

2. 概要

合流式下水道緊急改善事業の制度期間を延伸し、平成19年度より3年間以内に策定する「合流式下水道緊急改善計画（計画期間5年間以内）」に基づき、平成25年度までの事業を確実に推進する。また、従来の改善方式より経済的であることを条件に分流化のための管きょを国庫補助対象とする。

3. 事業効果

下水道法施行令に定められた改善期限内での確実な対策完了を促進する。

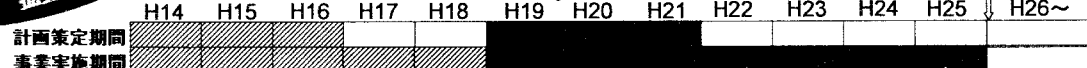
○制度期間の延伸

現行の制度期間



改善の完了義務(下水道法施行令)
※面積が大きな排水区はH35まで

拡充

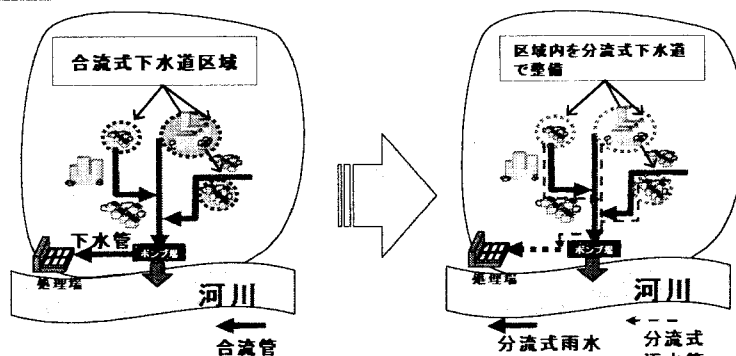


制度期間の延伸

改善の完了義務(下水道法施行令)
※面積が大きな排水区はH35まで

○分流化

従来の改善方式より経済的であることを条件に分流化のための管きょを補助対象



○なお、今回拡充された制度により合流式下水道緊急改善計画を策定・変更しようとする地方公共団体は、これまで実施してきた合流改善事業について、整備目標の達成状況等を評価し国へ提出するとともにその結果を公表するものとし、今後、策定・変更を行う計画については、中間評価を行うこととする。

下水道施設を活用した地域バイオマスの利活用 の推進（新世代下水道支援事業制度の拡充）

下水道企画課

1. 背景・目的

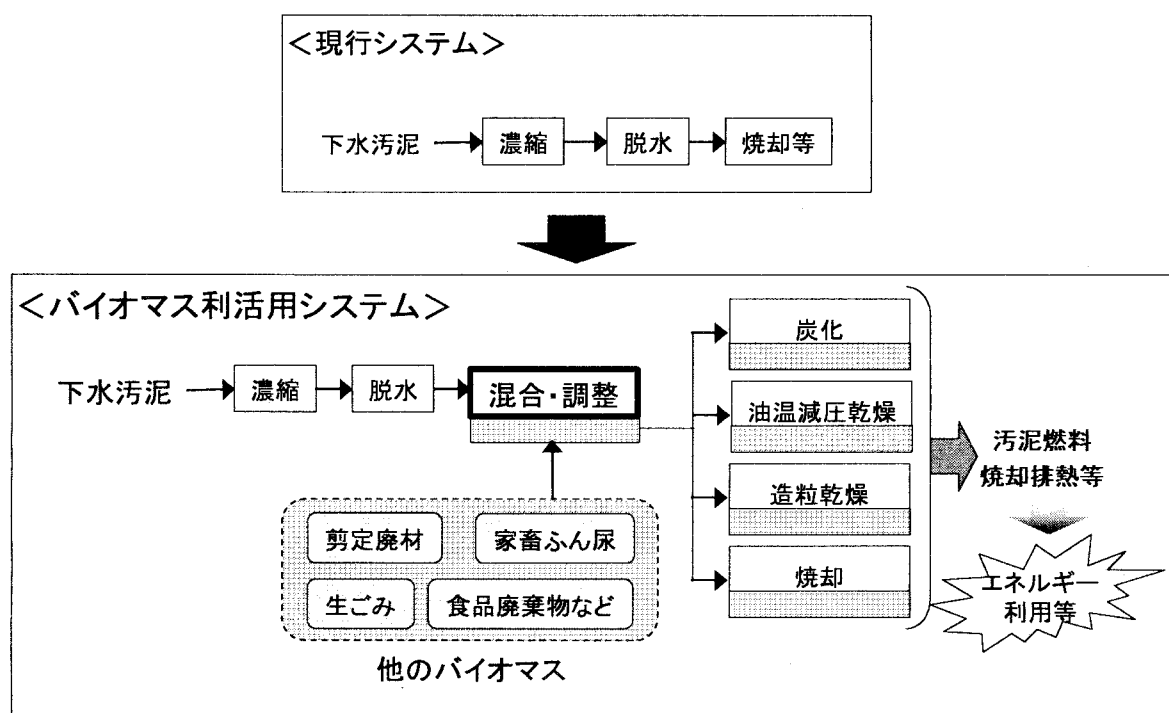
循環型社会の形成や地球温暖化対策に対応するため、廃棄物処理担当部局等と連携し、下水道施設等を最大限に活用して、地域に賦存するバイオマスの有効利用を積極的に推進する。

2. 概 要

下水汚泥と他のバイオマスを一体的に処理し、燃料化等の有効利用を効率的に推進するため、地方公共団体において廃棄物処理担当部局等と連携して「バイオマス利活用計画」を策定し、これに基づきバイオマスの有効利用が図られる場合に、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な下水道施設を国庫補助対象とする。

3. 事業効果

下水道施設を活用したバイオマスの利活用システムを構築することにより、様々なバイオマスの管理者と連携し、地域として最も効率的なバイオマスの利活用を選択することが可能となり、循環型社会の形成や地球温暖化対策の推進に貢献する。



下水道による積雪対策の推進（新世代下水道支援事業制度において積雪対策を明確化）

流域管理官

1. 背景・目的

平成18年豪雪を踏まえ、「豪雪地帯対策基本計画」が改定されたことを受け、下水処理水や下水道管きょ等を活用した積雪対策を積極的に推進する。

2. 概要

下水道施設や下水処理水を活用した積雪対策を積極的に推進するため、新世代下水道支援事業制度リサイクル推進事業に、「積雪対策推進型」を創設する。

3. 事業効果

下水道による積雪対策事業を新世代下水道支援事業制度において明確化することにより、下水道による積雪対策の積極的な推進を図り、地域の積雪対策に貢献するとともに、安全・安心な地域づくりに資する。

下水道による積雪対策の推進

下水処理水の消融雪用水への活用

比較的高温の下水処理水を消融雪用水として有効活用するため、処理水供給施設を整備

下水処理水を活用した消雪



雨水調整池等の融雪槽としての活用

雨水調整池等と効用を兼ねた融雪槽の整備

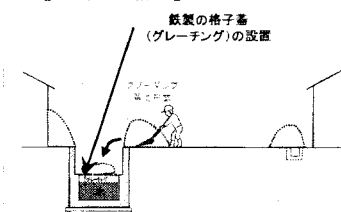
調整池等を活用した融雪槽への排雪



雨水の排水路を利用した流雪水路等の整備

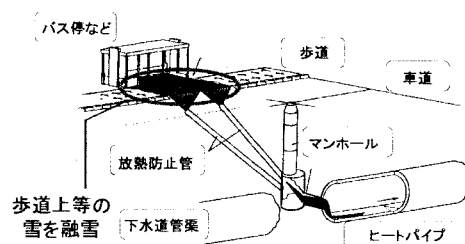
下水道の雨水排水路を流雪水路等として活用するため、投雪口等を整備

【流雪溝の構造】



積雪対策のための下水熱の利用施設整備

下水熱を積雪対策に活用するため、下水及び下水処理水の熱の利用施設を整備



帰宅困難者対策のための防災公園の拡充

公園緑地課

1. 背景・目的

災害に強い安全・安心な都市を形成するため、首都直下地震や東海地震等の発災時に膨大な数の帰宅困難者が発生すると想定されているターミナル駅周辺や幹線道路沿い等において、一時的な収容、飲料水や災害用トイレの提供など、帰宅行動支援に資する都市公園の整備を推進する。

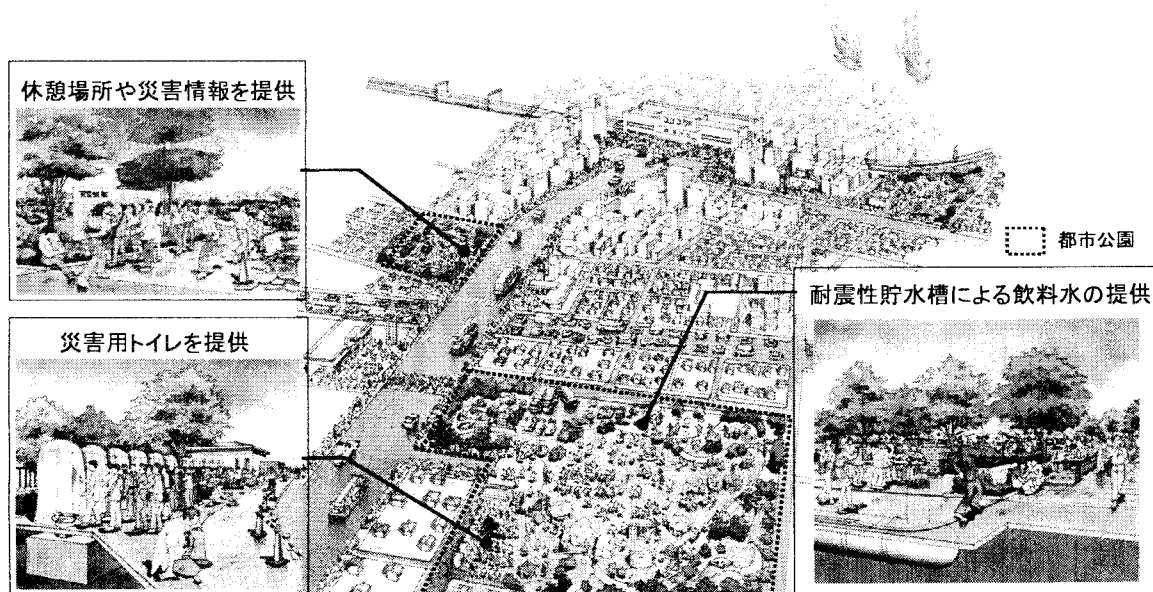
2. 概 要

広域避難地となる防災公園及び一次避難地となる防災公園の地域要件に「帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域」を追加する。

3. 事業効果

耐震性貯水槽や災害用トイレ等の整備を推進することによって、帰宅困難者の発生による混乱を未然に防止し、災害に強い安全・安心な都市の形成が図られる。

【帰宅困難者対策となる防災公園の整備イメージ】



防災公園街区整備事業の事業地区要件の改正

公園緑地課

1. 背景・目的

地震災害等に対し脆弱な構造となっている既成市街地の防災性を早期に向上させるため、市街地整備と防災公園整備を一体的に推進する防災公園街区整備事業の事業地区要件の改正を行う。

2. 概 要

独立行政法人都市再生機構が施行する防災公園街区整備事業について、事業の要望を行った地方公共団体以外の地方公共団体が所有する土地を取得し、事業を行うことができるよう、「防災公園街区整備事業 事業地区選定ガイドライン」の事業地区要件を改正する。

3. 事業効果

市街地整備と防災公園整備を一体的に推進する防災公園街区整備事業の一層の活用により、大規模地震発生の高危険性の地域の既成市街地において、防災機能の向上が図られる。

密集市街地における防災公園の整備推進

公園緑地課

1. 背景・目的

地震災害に伴って発生する市街地火災等により大きな被害が想定される危険な密集市街地の早期改善を図るため、密集市街地対策を総合的に推進するための整備計画に基づいた複数の事業手法と連携し、火災時の延焼防止機能を有する都市公園の整備を推進する。

2. 概 要

(1) 延焼防止機能を有する都市公園の整備推進のための防災公園の拡充

一次避難地となる防災公園の規模要件に、「密集市街地対策を総合的に推進するための整備計画（密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画）に位置付けられる都市公園にあっては、1,500㎡以上」を追加する。

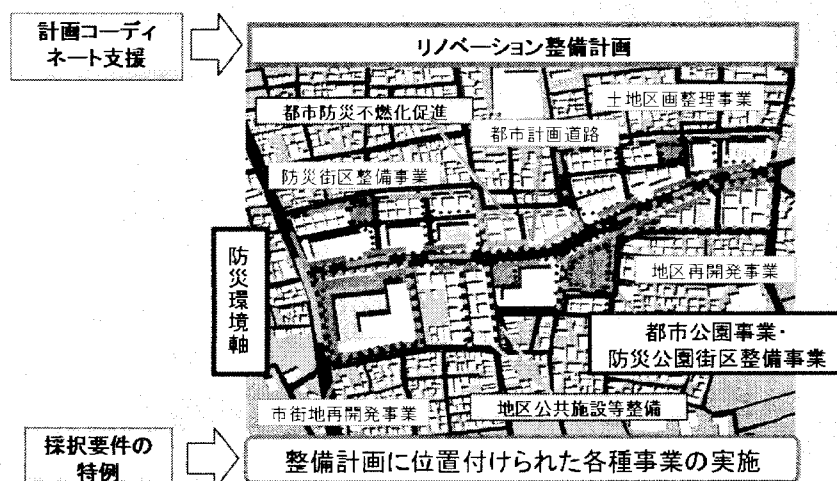
(2) 延焼防止機能を有する都市公園の整備推進のための防災公園街区整備事業の拡充

防災公園街区整備事業の対象事業要件に、「密集市街地対策を総合的に推進するための整備計画（密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画）に位置付けられる都市公園にあっては、1,500㎡以上」を追加する。

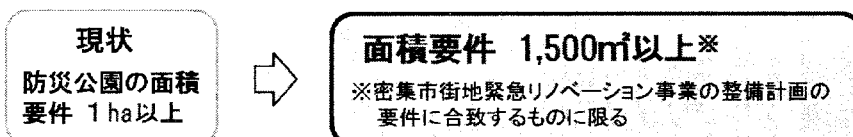
3. 事業効果

密集市街地において、火災時の延焼遮断機能を有する都市公園の整備を複数の事業手法と連携して推進することにより、総合的かつ緊急的に防災性向上が図られる。

【密集市街地緊急リノベーション事業のイメージ】



【都市公園の面積要件の拡充】



緑地環境整備総合支援事業の拡充

公園緑地課

1. 背景・目的

緑豊かで安心して子育てができる快適な都市環境を形成するため、用地取得を伴わない効率的な都市公園の確保、官民協働による緑地整備を支援することにより、都市における効率的な都市公園や緑地の確保を推進する。

2. 概要

都市公園や緑地等が特に不足している地域において、子育て環境の向上に資する都市公園の効率的な確保、民間が主体となった緑化の推進を図るため、緑地環境整備総合支援事業の要素事業である市民緑地等整備事業について、以下の拡充を行う。

(1) 借地公園を市民緑地等整備事業に追加

公園全域が借地である面積2,500㎡以上の借地公園の整備について、市民緑地等整備事業の対象に追加する（平成19年度より5年間に限定）。

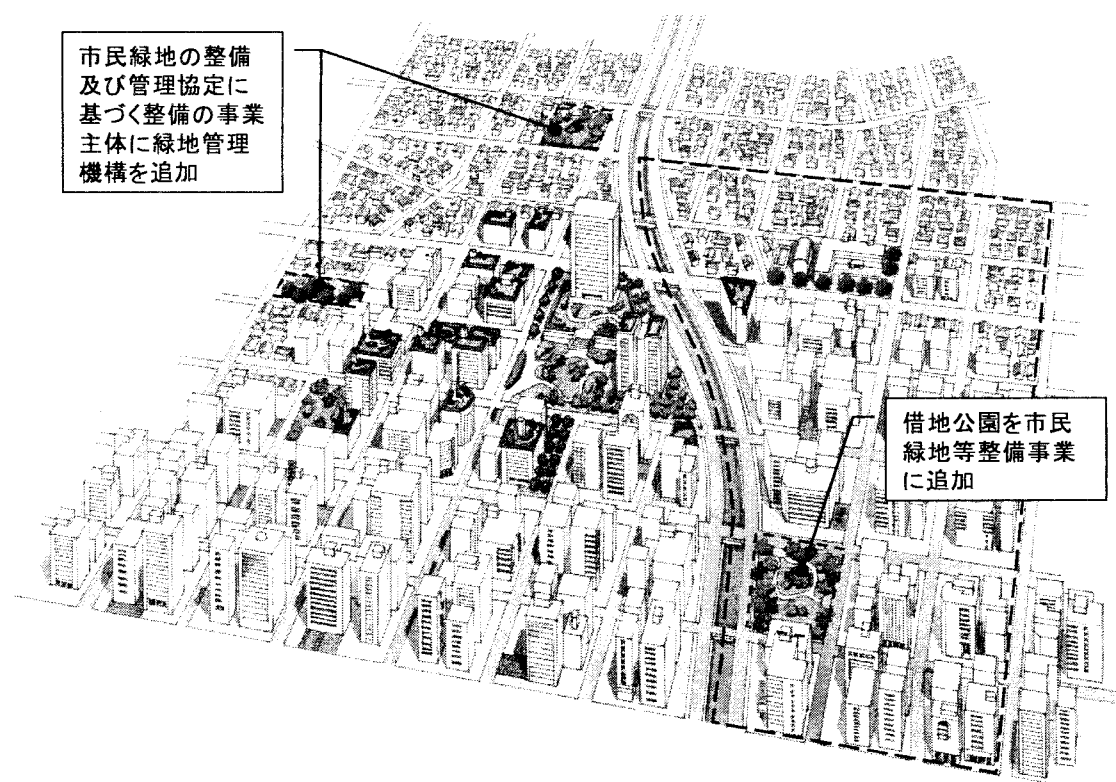
(2) 市民緑地、管理協定の事業主体に緑地管理機構を追加

市民緑地の整備及び管理協定に基づく整備の事業主体に緑地管理機構を追加するとともに、緑地管理機構が行う緑地の公開に必要な施設の整備に対して地方公共団体が補助する場合、当該地方公共団体が補助に要する費用について、国は補助することができるものとする。

3. 事業効果

都市公園や緑地等が特に不足している大都市等において、子育て環境の向上に資する都市公園の効率的な確保、民間が主体となった緑化の推進が図られる。

【イメージ】



国営公園維持管理費における国庫債務負担行為

公園緑地課

1. 背景・目的

植物管理、建物管理・工作物管理、清掃、入園料徴収、巡視・保安警備、利用者指導、救急、利用促進のための広報・催事など、多岐にわたる内容を総合的な調整の下で一元的に実施する必要がある国営公園の維持管理業務について、環境、防災、福祉、市民参加など国の重要な政策に係る幅広い視野に立った中長期的な取組を行うとともに、公園利用者に対する一定水準のサービスを安定的に提供するため、国庫債務負担行為を活用した複数年契約を行うこととする。

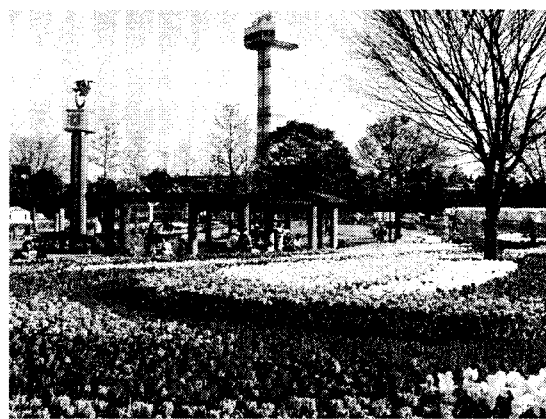
2. 概 要

国営公園のうちイ号公園（都市公園法第二条第一項第二号イに基づくもの）における維持管理業務について、国庫債務負担行為を活用し、複数年度契約に移行する。

（国営公園維持管理費の公園管理委託費に3箇年国債を設定）



滝野すずらん丘陵公園（北海道札幌市）



国営木曽三川公園（愛知県他）

市街地再開発事業等の拡充

市街地整備課、住宅局市街地建築課

1. 市街地再開発事業による密集市街地整備の推進

(1) 背景・目的

緊急に整備すべき密集市街地において第二種市街地再開発事業の機動的な実施を可能とするため、採択要件を緩和することにより、市街地再開発事業の実施を促進し、公共施設等の整備と防災上危険な老朽建築物の密集状態の早期解消を図る。

(2) 概要

第二種市街地再開発事業の採択基準について、防災再開発促進地区内においては、施行区域の面積要件を2,000㎡以上（現行5,000㎡以上）に緩和する。

(3) 事業効果

第二種市街地再開発事業の機動的な実施を可能とすることにより、緊急に整備すべき密集市街地の早期解消が図られ、市街地の防災性能の向上が促進される。

2. 先導型再開発緊急促進事業の見直し・延長

(1) 背景・目的

良好な子育て環境への配慮や地球環境問題といった政策課題に先導的に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

(2) 概要

a. 対象事業

必須要件を追加するとともに、防犯性・子育て支援機能の確保等の良好な子育て環境への配慮や地球環境問題への先導的な対応等にテーマを重点化し、採択要件を再編する。

・基幹事業

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、地区再開発事業

・必須要件

バリアフリー化

・選択要件

i) 地球環境貢献

ii) 広域防災拠点整備

iii) 都市緑化推進

iv) 子育て支援対応

b. 補助金額

補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助に係る補助対象事業費を除く）に対して、選択要件のうち、2項目に該当すれば3%、3項目に該当すれば5%、4項目に該当すれば7%を乗じて得た額以内とする。

c. 適用期限の延長

事業の適用期限を平成24年3月31日まで延長する。（現行：平成19年3月31日まで）

(3) 事業効果

地球環境問題への対応、広域防災拠点の整備、子育て環境への配慮等に関して、先導的で質の高い施設建築物の整備を促進することにより、優れた都市ストックの形成が図られる。

3. 市街地再開発事業等における補助制度の簡素合理化

(1) 背景・目的

補助対象事業費を簡便な包括積算方式により算定することを通じ、事業化段階での資金計画の検討や権利調整の簡素化を図るとともに、補助金交付事務負担の大幅な軽減、手続きの簡素合理化を推進する。（防災街区整備事業についても同様）

(2) 概 要

a. 適用要件の見直し

住宅に供する部分の延べ面積が建築物全体の延べ面積の1/3以上の施設建築物を整備する場合に加え、住宅1/3未満の施設建築物を整備する場合も包括積算方式の適用の対象とする。

b. 適用施設の見直し

包括積算施設に、空地等・電波障害防除設備・避雷設備を加える。

c. 算定の考え方の見直し

包括積算施設については、実工事費の積上げを原則とする算定方法を見直し、包括的に乗率によって補助対象事業費を算定することを原則とするとともに、現行の乗率を見直す。

(3) 事業効果

補助対象事業費の算定方法を簡素合理化することによる資金計画の検討の早期化、権利調整の簡素化等により、事業の円滑な推進が図られる。

4. 多様な主体の参画による再開発計画立案等に対する支援の拡充

(1) 背景・目的

都市再生整備協議会※（以下「協議会」という。）が行う、再開発事業に係る初動期活動支援、一体的な再開発計画の立案・調整及び当該計画に基づく事業実施に対して国が直接支援することにより、再開発事業に関わる多様な主体による連携強化、公民の適正な役割分担による市街地の再開発を促進する。

(2) 概 要

都市再開発支援事業及び市街地総合再生事業等における直接補助の対象に、協議会を追加する。

※今度の検討状況により名称は変更の可能性はある。

(3) 事業効果

事業者、地権者、行政等により構成される協議会に対して直接補助を行うことにより、多様な主体の連携強化等が促進され、事業の早期化・合理化、国費の効率的執行が図られる。

暮らし・にぎわい再生事業の拡充

まちづくり推進課、市街地整備課、住宅局市街地建築課

1. 目的

賑わい空間・賑わい交流施設整備に対する支援の拡充や身の丈に応じた都市機能導入施設整備等に対する補助要件の緩和を行うことにより、地域の創意工夫を活かし、より効率的・戦略的な中心市街地の活性化を図る。

2. 概要

(1) 賑わい空間・賑わい交流施設整備に対する支援の拡充

① 賑わい空間施設整備のコア事業への位置付け

一定の要件を満たす多目的広場等を整備する場合、賑わい空間施設整備（駐車場を除く。）をコア事業として単体で実施することを可能とし、補助対象に除却費を追加する。

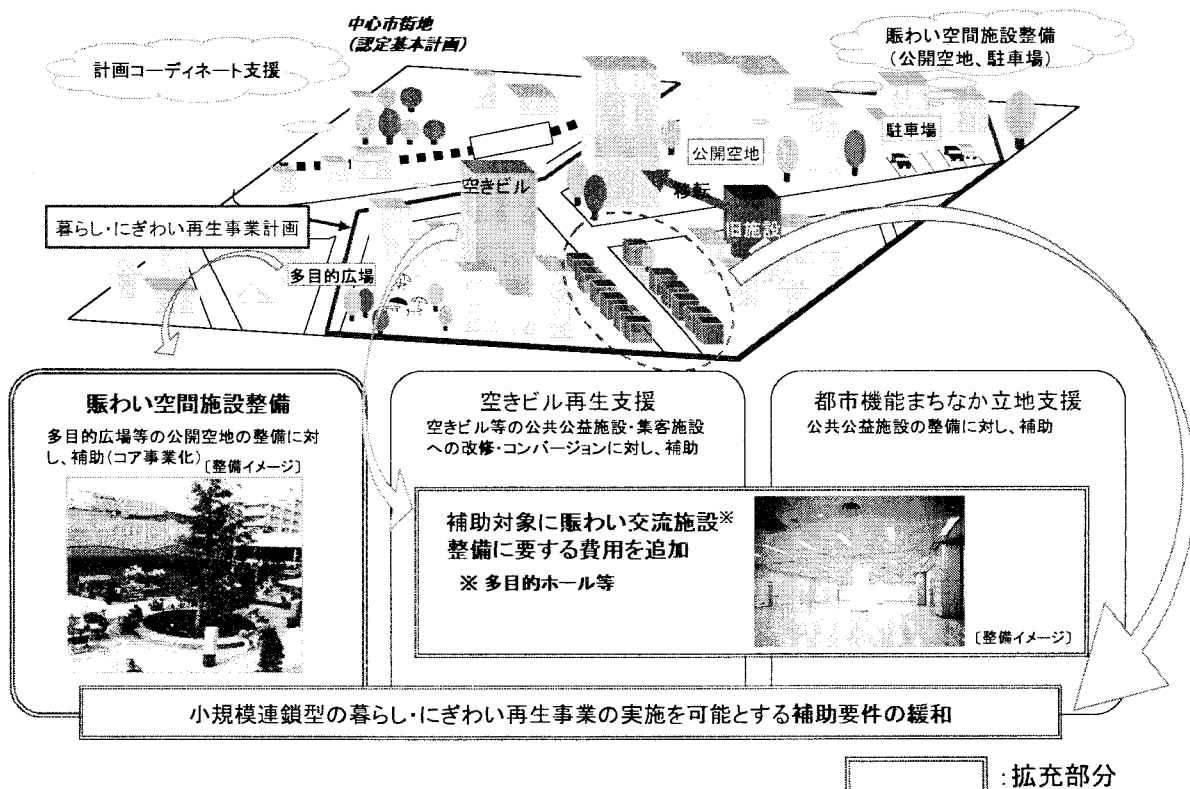
② 賑わい交流施設整備のコア事業補助対象項目への追加

都市機能まちなか立地支援及び空きビル再生支援の補助対象に、地域住民が随時利用でき、各種のイベント・展示・余暇活動等の地域住民相互の交流の場となる賑わい交流施設の整備に要する費用（購入費を含む。）を追加する。

(2) 身の丈に応じた都市機能導入施設等の整備に対する補助要件の緩和

敷地面積が1,000㎡未満の比較的小規模な都市機能導入施設等の整備を促進するため、敷地面積や公益施設等の延べ床面積等が一定の要件を満たす小規模連鎖型の暮らし・にぎわい再生事業の実施を可能とする。

都市機能の導入や空きビル再生等を中心としたまちづくりにより、まちなかの暮らし・にぎわいを再生



都市再生総合整備事業の拡充

まちづくり推進課都市総合事業推進室

1. 背景・目的

経済状況に回復の遅れが見受けられる地方都市において、都道府県や都市再生機構等が波及効果の大きな公共公益施設整備を、市町村が行うまちづくり交付金事業と一体となって推進することで、地方の都市再生のさらなる推進を図る。

2. 概要

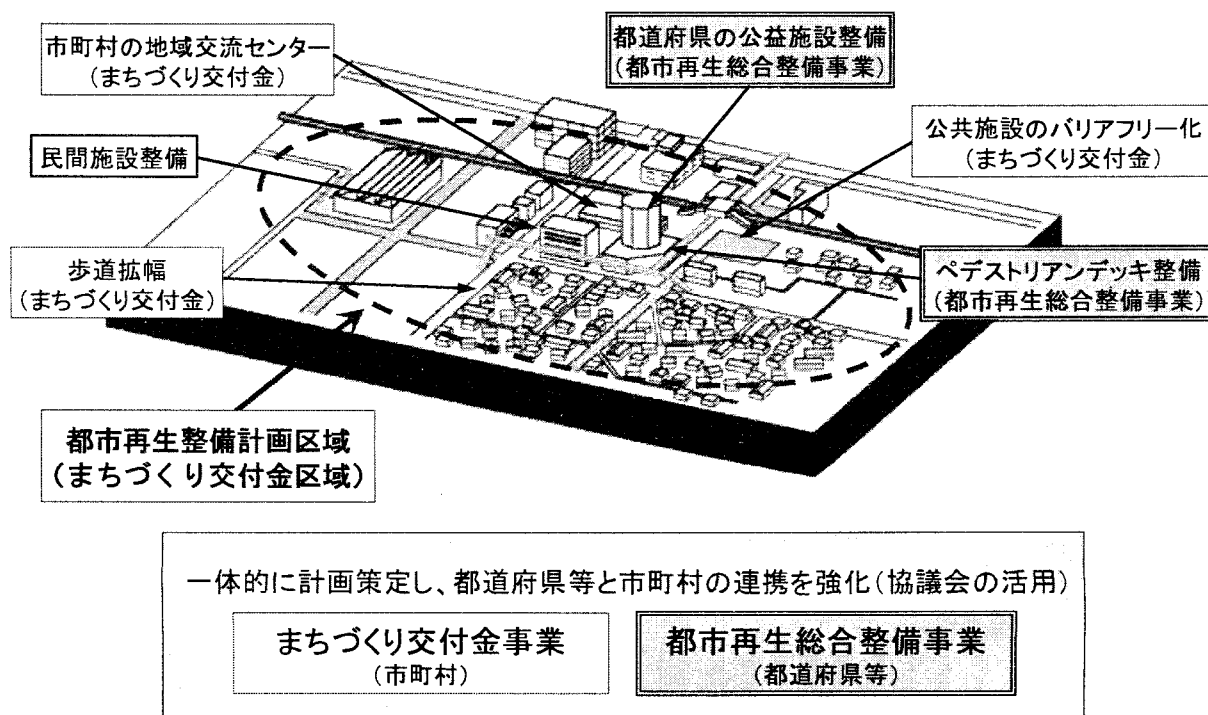
都市再生総合整備事業（拠点整備型）を実施する地区が、市町村が作成する都市再生整備計画（以下「整備計画」という。）区域に包含され、かつ、当該事業が都市再生整備協議会*（以下「協議会」という。）による協議・調整を行った上で整備計画の関連事業に位置付けられている場合、整備計画の策定を都市拠点整備総合計画の策定とみなす。

また、関係機関による一体的・総合的な事業の推進を図るため、補助対象事業主体に協議会を追加する。

※今後の検討状況により名称は変更の可能性がある。

3. 事業効果

都道府県や都市再生機構等が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）と、市町村が行うまちづくり交付金事業を一体的に推進することにより、地域活性化の起爆剤となるような相乗効果の大きなまちづくりが実施され、地方の都市再生のさらなる推進が図られる。



都市再生区画整理事業の拡充

市街地整備課

1. 背景・目的

密集市街地において、土地区画整理事業の活用により、道路、公園等の基盤整備、耐火建築物への建替えの促進を図り、防災性の向上を推進する。

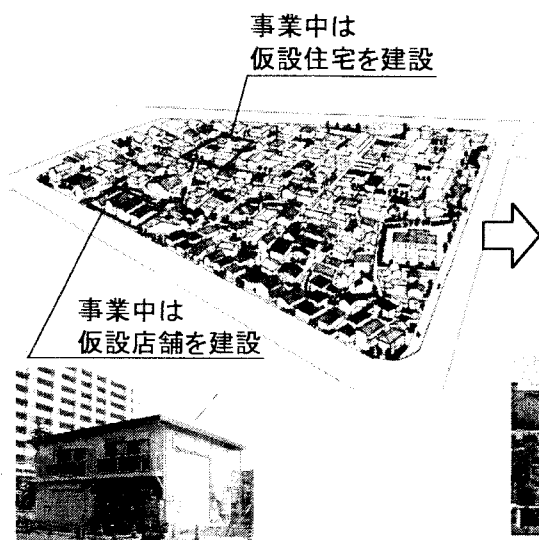
2. 概 要

- (1) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の「住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」（平成17年度までに定められたもの）において行う事業については、換算面積が1ha以上の場合を補助対象とする。
- (2) 従前地権者のために建設する仮設住宅、仮設店舗等の建設等に要する費用を補助対象とし補助限度額に追加する。
- (3) 次のいずれかに該当する耐火建築物が立地する敷地上の既存建築物の移転補償費を補助限度額に追加する。
 - イ 地域防災計画に定められる予定の避難地、避難路若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地に立地する建築物
 - ロ 立体換地建築物
 - ハ 不燃領域率40%を確保するために最低限必要となる耐火建築物

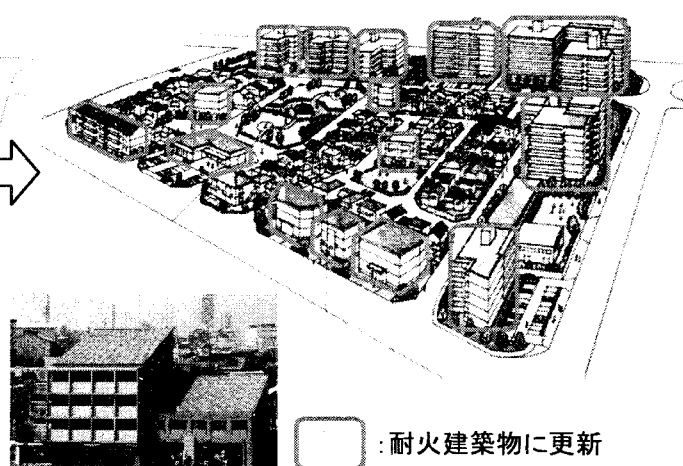
3. 事業効果

合意形成に要する期間を短縮し、不燃化を促進することにより、密集市街地の防災性の向上が図られ、地震等の災害による人的・物的被害が抑制される。

【施行前】



【施行後】



都市交通システム整備事業の創設

街路課

1. 背景・目的

公共交通を核として、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進するため、総合的な都市交通の戦略や法律に基づく明確な政策目的を持った計画に基づいて実施される歩行者通路・広場等の公共的空間、駐車場、バリアフリー交通施設等の整備に対し支援するとともに、戦略に基づく公共交通の施設の整備に対し包括的に支援を行う。

2. 概要

都市再生交通拠点整備事業を以下のように見直し、都市交通システム整備事業を創設する。

(1) 要件の見直し

対象事業を以下のとおりとする。

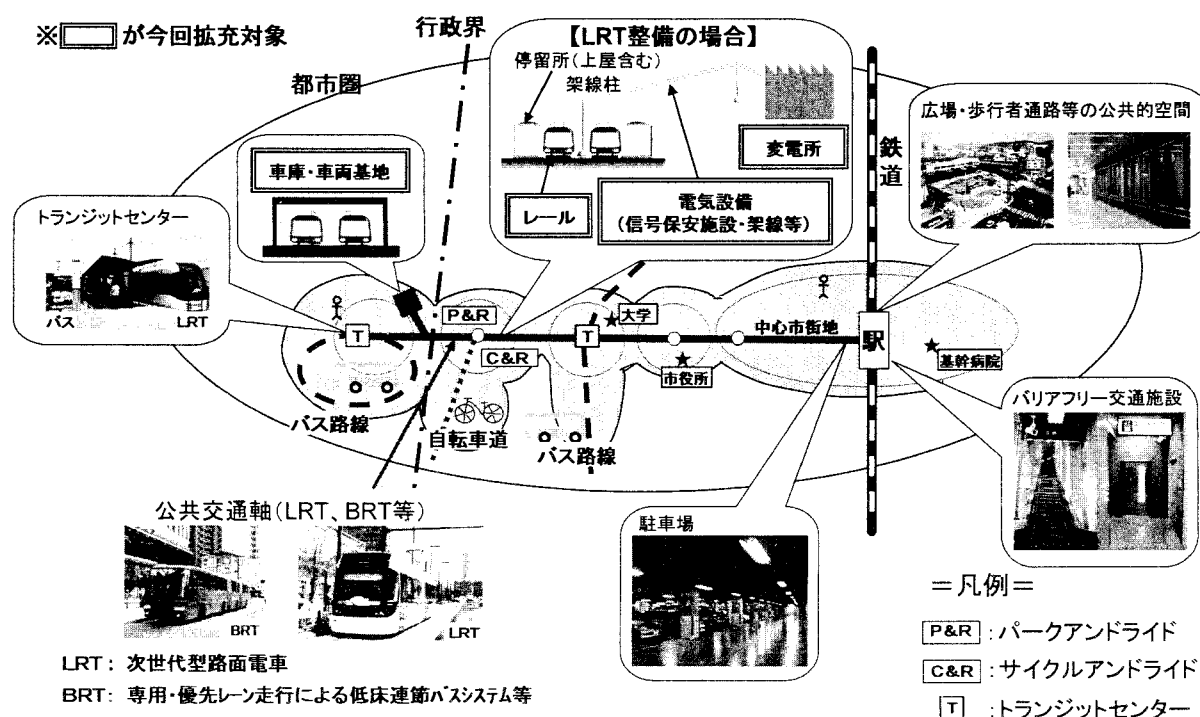
- ①総合的な都市交通の戦略に基づいて実施される事業
- ②次の法律に基づく明確な政策目的を持つ計画に基づいて実施される事業
 - イ) 都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化計画
 - ロ) 中心市街地の活性化に関する法律に規定する基本計画
 - ハ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する基本構想

(2) 補助対象施設

- ・歩行者通路・広場等の公共的空間、駐車場、バリアフリー交通施設等（既存制度）
- ・上記（１）①の場合は、公共交通の施設整備（車両（ICカード化等改造を含む）を除く）に関する事業を補助対象に追加（補助率 1 / 3）

3. 事業効果

公共交通等の都市交通システムが総合的に整備されることにより、移動の利便性・快適性が向上し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりが可能となる。



都市防災総合推進事業の拡充

まちづくり推進課都市防災対策室

1. 背景・目的

我が国の都市は、都市基盤施設の整備が伴わないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、地震災害等の各種災害に対して構造的に脆弱である。このため、事業メニューの創設・事業施行主体の追加を行うことにより、防災環境軸の早期形成等、密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を促進する。

2. 概要

(1) 密集市街地緊急リノベーション事業の創設

重点密集市街地において、都市計画道路の整備に併せ各種事業の総力を結集し、防災環境軸の整備を促進するため、複数の事業を組み合わせた整備計画作成・コーディネートに対する支援と、整備計画に位置付けられた事業について、面積の合計が一定以上の場合に採択要件の緩和を行う「密集市街地緊急リノベーション事業」を創設する。（平成23年度までに限る）

(2) 地区公共施設等整備の拡充

地区公共施設等整備の事業主体に、都道府県を追加する。

3. 事業効果

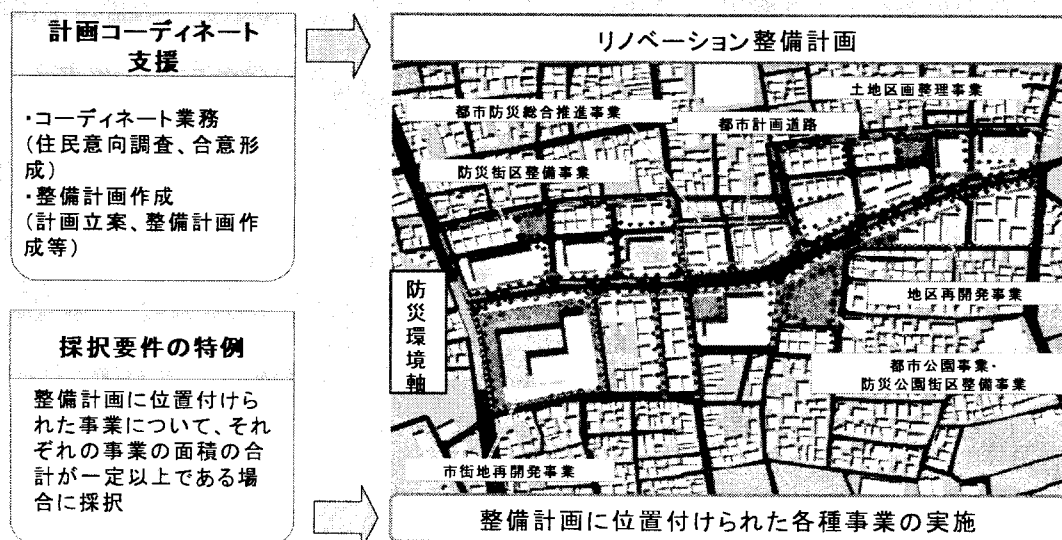
本事業の推進により、大火の可能性の高い危険な市街地を中心に、防災上危険な地域を明示して地域住民の防災意識の高揚を図り、避難地・避難路整備及び建築物の不燃化を促進して、官民一体となって地域の防災安全性を早急に向上させることが可能となる。

【参考】都市防災総合推進事業の概要

都市の防災性の向上を図るための地方公共団体等が行う以下の事業に対する総合的補助

- ①災害危険度判定調査
- ②住民等のまちづくり活動支援
- ③地区公共施設等整備
- ④都市防災不燃化促進
- ⑤密集市街地緊急リノベーション事業

＜密集市街地緊急リノベーション事業のイメージ＞



都市計画道路整備に併せ各種事業の総力を結集し防災環境軸の整備を促進

まち再生総合支援事業の拡充

まちづくり推進課

1. 目 的

都市の競争力・成長力の強化に資する民間都市開発事業等を一層支援するため、民間都市開発推進機構の支援業務のうち、まちづくり交付金等と連携した優良な民間都市開発事業に対するまち再生出資業務や、地域の特色あるまちづくりに助成する住民参加型まちづくりファンドに対する支援業務について、要件の改正を行う。

2. 概 要

○まち再生出資業務について

まち再生出資業務について、以下の要件緩和を行う。

- 1) 既存建築物の改築等も対象とする。
- 2) 同一事業者が複数の既存建築物の改築等を行う場合に、事業区域面積要件について、複数の事業区域面積の通算を認める。
- 3) 複数事業が隣接又は近接して一体的に施行される場合、個々の事業区域面積要件を0.25ha以上に緩和する。
- 4) 対象となる民間事業者の事業形態として合同会社等を追加する。
- 5) 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（仮称）に基づく一定の区域内において、同法に基づく国土交通大臣認定を受けた民間事業者が行う都市開発事業についても対象とする。

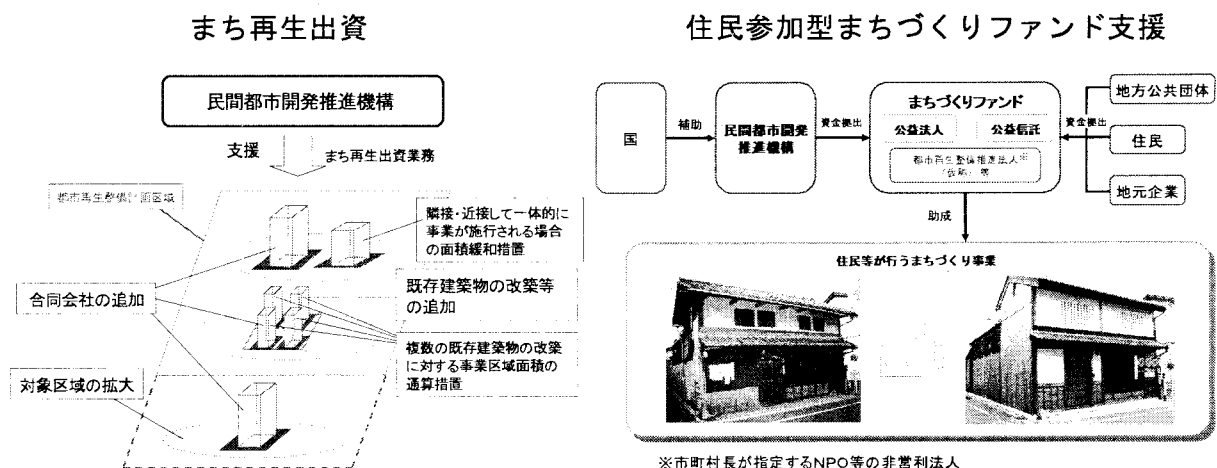
○住民参加型まちづくりファンド支援業務について

住民参加型まちづくりファンド支援業務について、以下の要件改正を行う。

- 1) 支援対象である「まちづくりファンド」として、市町村長が指定するNPO等の非営利法人及び地方公共団体が設置する基金を追加する。

3. 事業効果

要件の緩和により、地方都市において、遊休化等した施設を新しい床需要に対応した建築物にする事業、比較的小規模な事業、地域の活動の中核となる施設を整備する事業等に対して、また、地域のまちづくりの新たな担い手として期待されるNPO法人等に対して、民間都市開発推進機構が支援することが可能となり、全国都市再生が一層推進されることが期待される。



地域自立・活性化支援出資業務の創設

まちづくり推進課

1. 目的

地域の自立・活性化に向けて、民間中心の広域的な地域活性化活動の拠点となる施設を整備する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、当該事業を行う民間事業者に対して、民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援する制度を創設する。

2. 概要

(1) ①広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（仮称）に基づく一定の区域内において、②事業区域面積が原則0.5ha以上で、③事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分である等の要件を満たすものとして国土交通大臣認定を受けた民間都市開発事業について、民都機構のまち再生出資業務の対象とする。

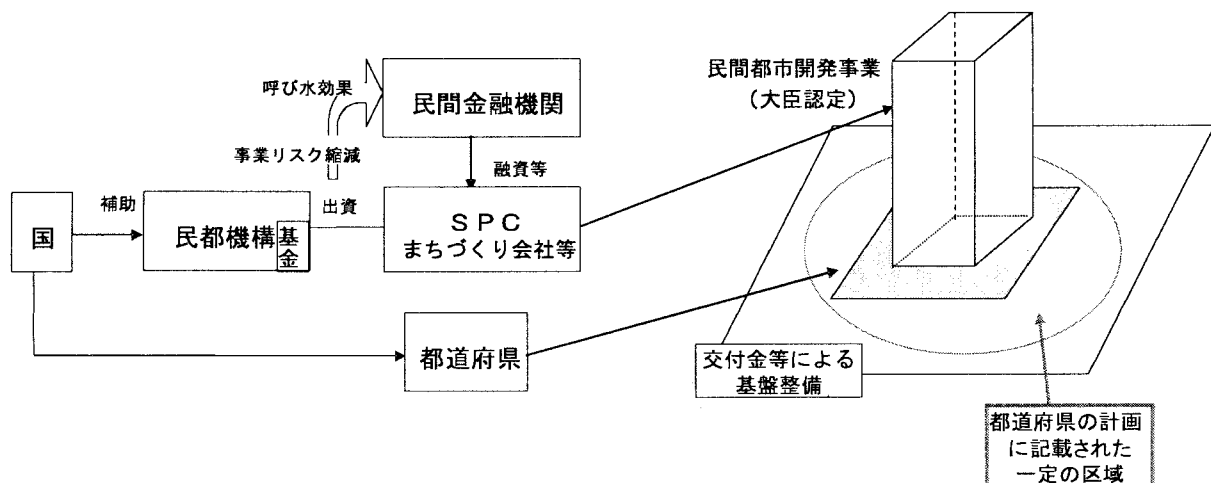
(2) 国は、民都機構に対して、本業務を行うための補助を行う。

民間中心の広域的な地域活性化活動を支える基盤整備とソフト事業等の一体的な推進を図るための地域自立・活性化総合支援制度と連携して実施する。

3. 事業効果

民都機構の出資等により、プロジェクト全体のリスクが縮減されることが呼び水となり、優良な民間都市開発事業に民間資金が誘導され、広域的な地域活性化に資する基盤の整備等と相まって、地域社会の自立的発展が図られることが期待される。

地域自立・活性化支援出資業務のイメージ



まちづくり交付金の拡充

まちづくり推進課都市総合事業推進室

1. 背景・目的

地域密着型産業等を通じたまちの活性化を図るため、まちおこしの中核となる施設や、行動が制約される子育て世代の活動を支援する施設の整備を促進するとともに、住民やNPO等のまちづくり活動等の提案事業を活用し、にぎわい創出力の強化を図る。

2. 概要

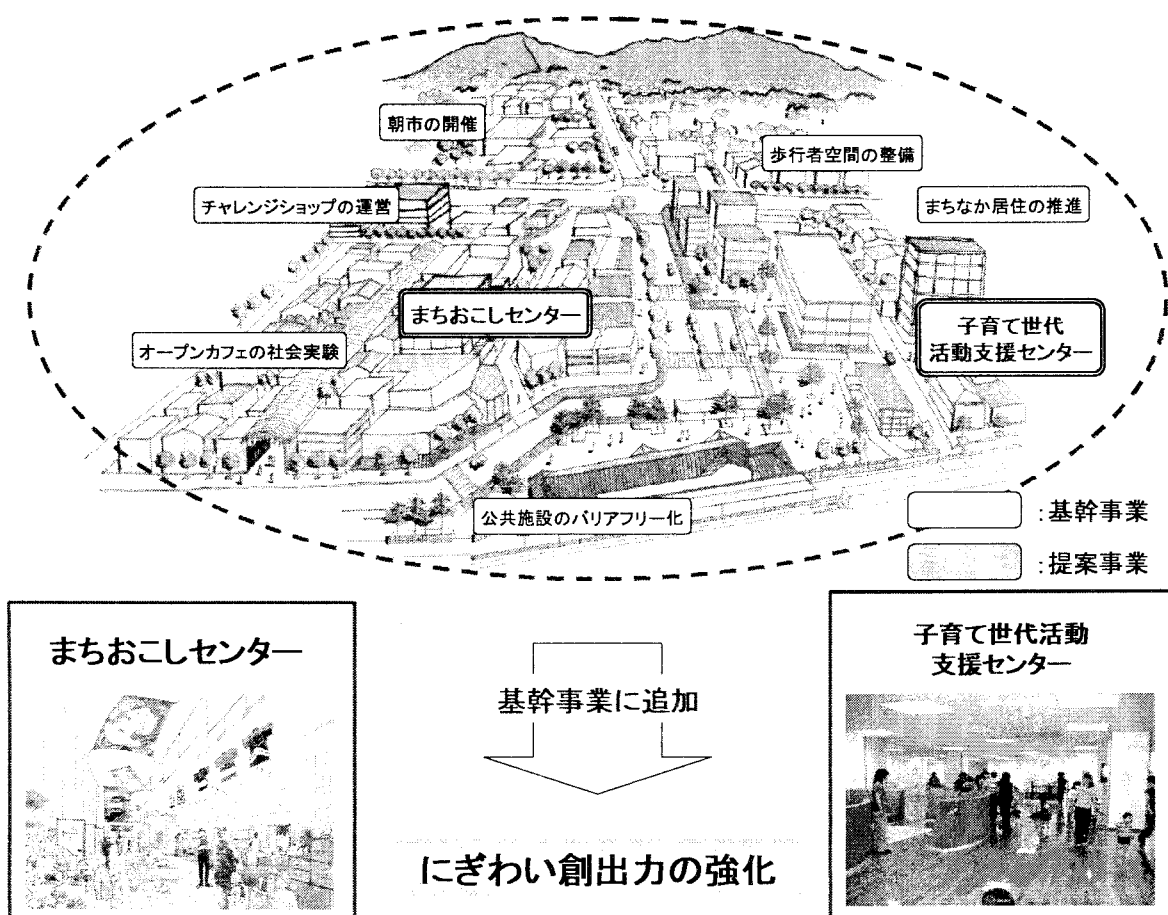
全国都市再生をより一層推進するため事業規模を拡大するとともに、地場産品等の開発・研究や需要拡大に向けた情報発信等のための施設（「まちおこしセンター」）や、乳幼児等の一時預かり等のための施設（「子育て世代活動支援センター」）の整備を基幹事業として支援する。

※基幹事業と提案事業

道路や公園、下水道、高次都市施設といった主要な公共公益施設の整備等で従来から国土交通省で支援してきた事業(基幹事業)と、市町村の提案に基づく事業(提案事業)を交付対象事業としている。

3. 事業効果

市町村が作成した都市再生整備計画に基づき、総合的・戦略的に事業を実施することにより、通常の事業では得ることのできない相乗効果・波及効果が得られるため、地域の自主性・創意工夫が最大限に発揮され、にぎわい創出力が高まり、全国の都市再生がより効率的に推進される。



交通結節点における乗り換え円滑化のための 制度拡充

街路課

1. 背景・目的

高齢者等の移動手段確保や中心市街地の活性化を図るため、駅前広場等の交通結節点において、路面電車の走行空間を整備し、道路交通の輻輳を解消するとともに、路面電車と他の交通機関との連携を強化することが必要である。

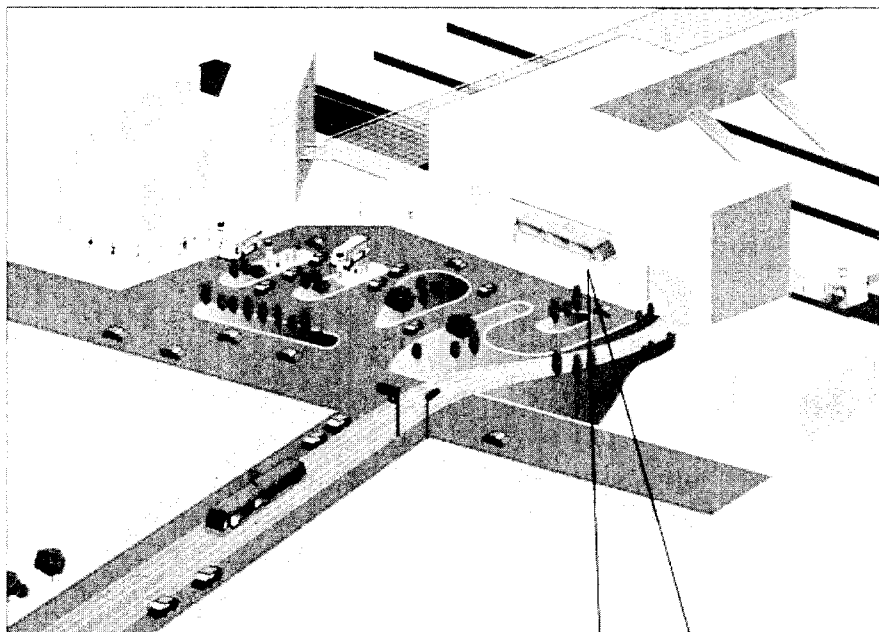
2. 概 要

交通結節点改善事業に、円滑な乗り換えを確保するために必要となる路面電車の走行路面・停留所等の整備（道路区域外の空間を活用するものを含む）を追加。

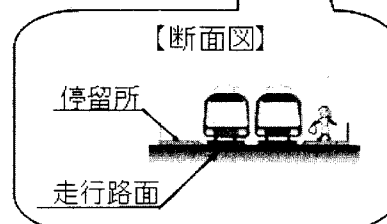
3. 事業効果

路面電車と他の交通機関の連携を強化し、移動の連続性を確保することにより、路面電車の利用の促進が図られるとともに、交通結節点における自動車や歩行者の円滑で安全な交通の確保が図られる。

<交通結節点における路面電車の走行空間整備のイメージ>



【断面図】



事業の概要

事業名	東武伊勢崎線連続立体交差事業 (竹ノ塚駅付近)	事業区分	連続立体交差事業	事業主体	東京都足立区
起終点	自：東京都足立区竹ノ塚六丁目 至：東京都足立区栗原四丁目			延長	約1.5 km

事業概要

本事業は東武伊勢崎線の竹ノ塚駅付近を連続立体交差化し、踏切2箇所（ともに開かずの踏切）を除却することにより、踏切事故の抜本的解消、安全かつ円滑な駅東西交通の確保等を図るとともに、周辺のまちづくりを進め、地域の活性化・一体化を図るものである。

事業の目的、必要性

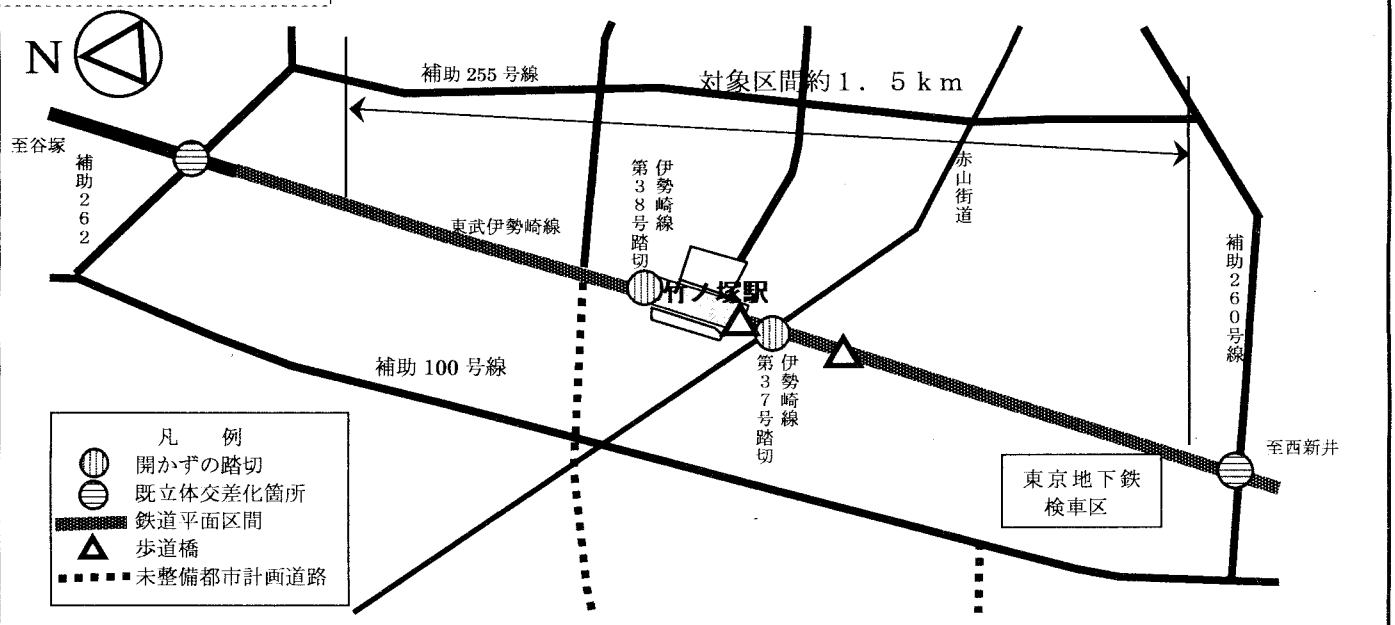
東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近においては鉄道が市街地を分断し、2箇所の開かずの踏切が駅東西間の主要な交通動線を遮断している。また、当該地区では、歩行者や自転車での東西交通が特に多く、安全で快適な日常生活が阻害されている。なお、平成17年3月には、伊勢崎第37号踏切にて4名が死傷する事故が発生している。

本事業は、連続立体交差化によりこれらの問題を解決するとともに、駅前広場や都市計画道路の整備、交通結節機能の強化、都市機能と土地利用の更新を進め、区北部の地域拠点として活性化を図るものである。

全体事業費 約500億円

踏切交通遮断量 約26万台（人）時／日

事業概要図



関係する地方公共団体等の意見

当該地区は、足立区都市計画マスタープランにおいて、鉄道立体化の推進が位置付けられており、併せて交通結節機能の強化、地域商業の活性化、都市機能の更新により、良好な複合市街地形成を図ることとなっている。また、東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近の鉄道高架化早期実現を求める要請書が地元から提出されている。

(署名人数216,993名)

事業採択の前提条件

費用対便益：便益が費用を上回っている。

事業評価結果

費用対便益	B/C	1.4	総費用 315億円 (事業費: 315億円 維持管理費: 0億円)	総便益 438億円 (移動時間削減便益: 388億円 走行費用減少便益: 35億円 交通事故減少便益: 15億円)	基準年 平成18年
	感度分析の結果	交通量変動	B/C=1.5 (交通量 +10%)	B/C=1.3 (交通量 -10%)	
		事業費変動	B/C=1.3 (事業費 +10%)	B/C=1.5 (事業費 -10%)	
		事業期間変動	B/C=1.4 (事業期間 +10%)	B/C=1.4 (事業期間 -10%)	
事業の影響	評価項目	評価	根拠		
	自動車や歩行者への影響	○	開かずの踏切の除却や道路交通の円滑化が図られる。		
			開かずの踏切2箇所の除却による渋滞解消 最大渋滞長: 100m (伊勢崎第37号) 踏切交通遮断量(車両): 59, 679台時/日 (伊勢崎第37・38号合計) 踏切交通遮断量(歩行者・自転車): 202, 101台・人時/日 (伊勢崎第37・38号合計) 遮断時間: 伊勢崎第37号 15.8時間/日、58分35秒/時間 (ピーク時) : 伊勢崎第38号 15.3時間/日、57分32秒/時間 (ピーク時)		
			都市計画道路(補助261号線)を地平で整備することが可能になり、新たな東西連絡道路により渋滞の緩和が期待できる。		
	事故対策	◎	踏切事故の解消が図られる。		
			当該連立区間で、平成17年3月に踏切事故(2人死亡2人負傷) 踏切における死亡事故発生率10件/百箇所・年(東京都内平均0.34件/百箇所・年)		
	歩行空間	◎	歩行者・自転車踏切交通量は12,981人・台/日と非常に多く、東西間の歩行者や自転車交通を分断している。更に駅自由通路、横断歩道橋の交通量は8,480人・台/日に及ぶ。踏切除却、立体横断施設、駅部平面化により、歩行者・自転車交通の利便性、安全性の向上が図られる。		
	社会全体への影響	◎	拠点としての機能を高めるため、未整備である西口駅前広場の整備を行うことにより、現在狭隘なスペースで利用されているバス、タクシー、自家用車などの交通利便性が向上し、交通結節機能の強化が図られる。		
			東西で分断されている生活圏が一体となり、商業・交通施設などへのスムーズなアクセスが期待できる。		
		○	歩行者・自転車等の地区内回遊動線の整備が可能となり、伝統ある沿道型商業の発展が期待できる。		
		○	西口側では、基盤整備が遅れており細街路や木造住宅が多い。駅前広場整備に併せて、建替えやセットバックなどの誘導が図られる。		
		○	踏切渋滞の解消により、CO ₂ 排出量の削減が図られる。		
	地域社会	○	足立区北部の地域拠点として、交通結節機能の強化、地域商業の活性化、良好な居住地の形成など地域社会への貢献が期待できる。		
事業実施環境		◎	竹ノ塚駅付近の鉄道高架化は、昭和55年に地元から請願書が提出され区議会で採択されている。それ以降も鉄道高架化を求める要望書が提出されている。足立区の重点施策に位置付けられ、鉄道立体化基金の積立等、事業推進に向けた取り組みがなされている。		

採択の理由

費用便益比が1.4と便益が費用を上回っており、着工準備採択の前提条件が確認できる。
また、当該地区では歩行者や自転車の東西交通が特に多く、2箇所の開かずの踏切の除却により、安全で円滑な交通の確保等が図られ、事業の必要性・効果は高いと判断される。
以上より、本事業を採択した。

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。

事業の概要

事業名	阪急京都線連続立体交差事業 (洛西口駅付近)	事業区分	連続立体交差事業	事業主体	京都市
起終点	自：京都府向日市寺戸町正田 至：京都府京都市西京区川島滑樋町			延長	約2.0 km
事業概要					
本事業は阪急京都線の洛西口駅付近を連続立体交差化し、踏切3箇所（自動車ボトルネック踏切2箇所）を除却することにより、都市交通の円滑化と鉄道により分断された市街地の一体化を図るものである。					
事業の目的、必要性					
阪急京都線洛西口駅付近においては、2本の4車線の幹線道路（都市計画道路久世北茶屋線、都市計画道路山陰街道）と鉄道が平面交差しており、朝・夕のラッシュ時を中心に著しい交通渋滞を引き起こしている。これら2本の道路は、一般国道9号線と一般国道171号線を結び、京都北部から大阪方面への主要な経路となっており、早急な対策が望まれる。 本事業は連続立体交差化により都市交通の円滑化、地域分断の解消を図るとともに、併せて土地区画整理事業や関連側道整備等を行い、良好な市街地の形成を図る。					
全体事業費	約223億円		踏切交通遮断量	約37万台（人）時／日	
事業概要図					
久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業 久世梅津北野線 府道沓掛西大路五条線 山陰街道 川岡下三番踏切 陸上自衛隊桂駐屯地 久世北茶屋線 御陵山崎線 変電所上手踏切 洛西口駅 桂馬場線 桂高校 麒麟ビール工場跡地 （仮称）向日市阪急洛西口駅東地区 土地区画整理事業					

関係する地方公共団体等の意見

地元の向日市においても都市計画道路久世北茶屋線は交通量が多く、物集女踏切付近では渋滞が慢性化し、向日市域の住宅地にも影響を及ぼしていることから、踏切による渋滞の解消が図られるとともに踏切部の交通事故防止に寄与するため、本事業促進を要望している。

事業採択の前提条件

費用対便益：便益が費用を上回っている。

事業評価結果

費用対便益	B/C		総費用	172億円	総便益	336億円	基準年
	2.0		事業費：172.1億円 維持管理費：0.1億円		移動時間短縮便益：285.0億円 走行費用減少便益：49.0億円 交通事故減少便益：2.4億円		平成18年
	感度分析の結果		交通量変動	B/C=2.17 (交通量 +10%)	B/C=1.74 (交通量 -10%)		
事業の影響	評価項目		評価	根拠			
	自動車や歩行者への影響	渋滞対策	◎	踏切渋滞の解消が図られる。 【渋滞損失時間の改善】 約8万人時/年⇒0人時/年 (久世北茶屋線) 約3万人時/年⇒0人時/年 (山陰街道) 【1kmあたり渋滞損失時間】 約6万人時間/年/km (久世北茶屋線) 約1万人時間/年/km (山陰街道) 【最大渋滞長】 物集女踏切：約400m 川岡下三番踏切：約500m 【踏切交通遮断量(車両)】 物集女踏切：約17万台時/日 (全国14番目)			
		事故対策	○	踏切事故の解消が図られる。 【踏切事故件数】 川岡下三番踏切：6件 (平成14年～平成15年) 物集女踏切：17件 (平成14年～平成15年) 平成16年度全国平均：約0.01件/箇所			
		歩行空間	◎	踏切除却と関連側道整備により、当該地区の歩行者・自転車交通の円滑化、安全性や快適性の向上が期待できる。			
	社会全体への影響	住民生活	○	鉄道高架化と関連側道整備等により、駅利用の利便性向上や歩行者や自転車等の駅南北間の移動円滑化が期待できる。			
		地域経済	○	鉄道高架化と周辺の都市基盤整備により、地域経済の活性化が期待できる。			
		災害	○	緊急輸送道路の位置付けがある路線の整備が図られる。			
		環境	○	踏切渋滞の解消により、CO ₂ 排出量の削減が図られる。			
		地域社会	◎	鉄道高架化と周辺の都市基盤の整備により、地域分断の解消、良好な市街地形成が期待できる。			
	事業実施環境		○	地元自治会から阪急京都線を早期に高架化し、踏切除却による交通渋滞の解消を求める要望がある。			

採択の理由

費用便益比が2.0と便益が費用を上回っており、着工準備採択の前提条件が確認できる。
 また、4車線の幹線道路を遮断する2箇所の自動車ボトルネック踏切を含む3箇所の踏切を除却することにより、交通渋滞や踏切事故の解消等が図られ、事業の必要性・効果は高いと判断される。
 以上より、本事業を採択した。

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。

景観形成総合支援事業の創設

都市計画課

1. 背景・目的

人口減少社会を迎える中で、地域の振興・活性化のためには、交流人口の拡大を図っていくことが不可欠である。良好な景観形成は、地域固有の資源を活かし、交流人口の拡大を生むための有効な手立てとなり、また、観光立国の実現にも結び付くものであることから、その取組を積極的に支援する。

2. 概 要

地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置等）を中心とした取組を支援する。

(1) 対象地域

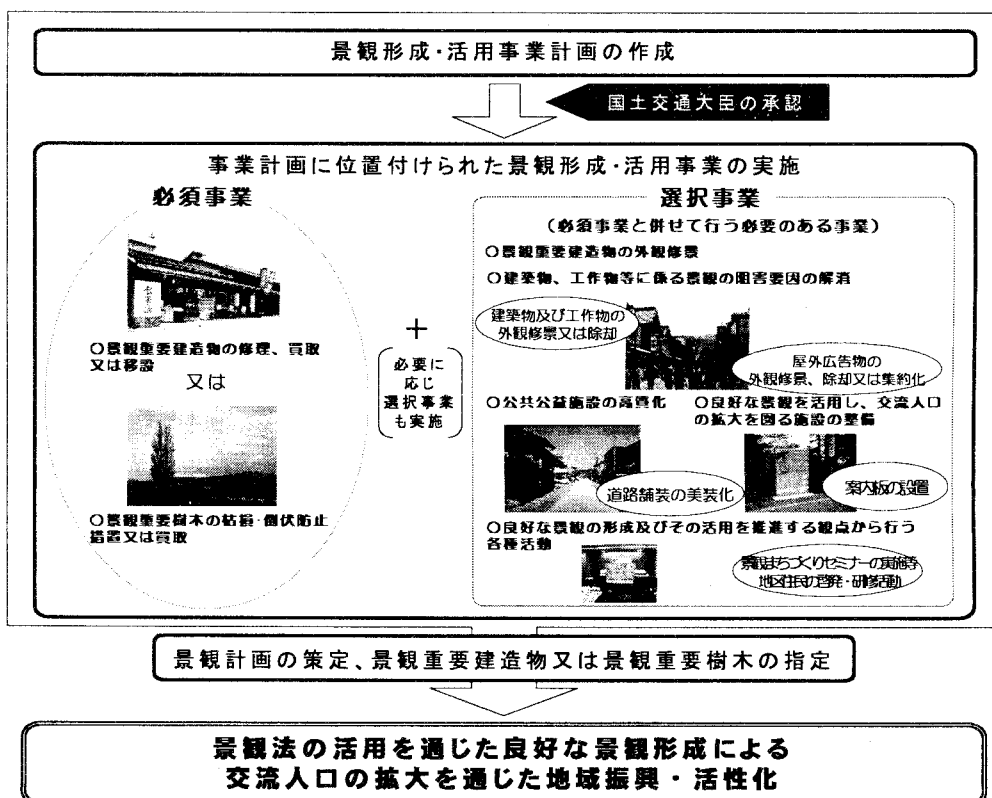
国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域であり、かつ、景観重要建造物又は景観重要樹木（いずれも確実に指定されると認められるものを含む）の存する地域。

(2) 事業主体・補助率

- ・市町村（直接補助；事業費の1／3以内）
- ・景観整備機構等市町村以外の民間団体・個人（間接補助；事業費の1／3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1／2以内）

3. 事業効果

本事業の実施を通じ、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。



まちづくり計画策定担い手支援事業の創設

都市計画課

1. 背景・目的

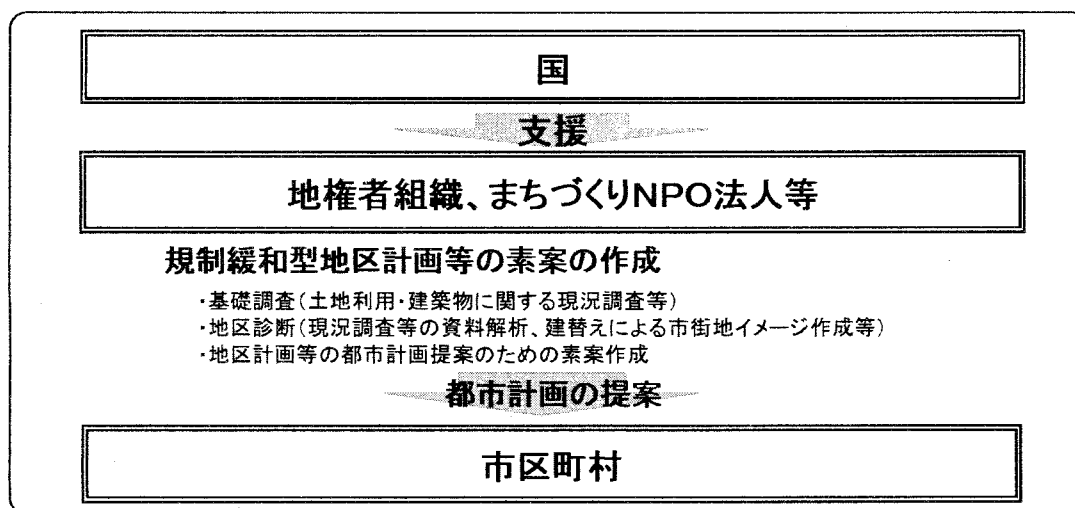
地震時等において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地は全国に8,000ha存在し、都市再生プロジェクト第三次決定において今後10年間（平成23年度まで）で最低限の安全性を確保することとされている等、国策として整備改善すべき市街地が存在することから、これらの市街地において、地権者等による自律的な建替えを促進することにより、当該市街地の整備改善を図る。

2. 概要

密集市街地等において、地権者組織、まちづくりNPO法人等が自らの発意に基づき建築物の建替促進に繋がる地区計画等の都市計画の提案をしようとする場合に、その素案の作成を行う事業に対して補助を行う。

3. 事業効果

地権者組織等が都市計画の提案をしようとする際の素案の作成を支援することにより、市町村による都市計画の決定を促進し、建替えのネックとなっている建築規制の緩和等を通じて地権者等による自律的な建替えが促進される。その結果、少ない国費で密集市街地等の整備改善が図られるとともに、大きな民間投資誘発が期待できる。

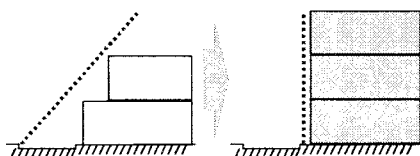


地区計画等の都市計画決定

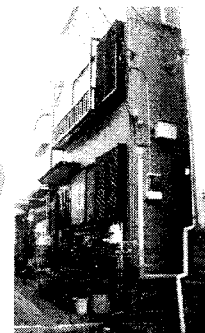
<施策の効果>

建築規制の緩和等による 自律的な建替促進

建替えの支障となっている建築規制の緩和



市街地の整備改善 民間投資の誘発



豪雪地帯対策特別事業の拡充

地方整備課

1. 背景・目的

平成18年豪雪で明らかとなった豪雪地帯における雪処理の担い手不足、地域防災力の低下等に対応するため、豪雪地帯において、道府県豪雪地帯対策基本計画の推進に係るモデル計画の実施に必要な施設の整備等を行う「豪雪地帯対策特別事業」を拡充する。

2. 概要

「豪雪地帯対策特別事業」において、豪雪地帯における安全安心な暮らしの確保に資する施設の整備と克雪施設を効果的に活用する地域の克雪体制整備に対して補助を行う「安全安心な雪国創造事業」を創設する。

3. 事業効果

地域の克雪体制整備を伴う克雪施設の整備や交流施設、高齢者支援施設の整備が図られることにより、豪雪地帯の安全安心な暮らしの確保と交流等による地域の活性化に寄与する。

平成18年豪雪 の課題

- ・地域における除雪の担い手不足
- ・地域コミュニティの弱体化
- ・高齢化による防災力の低下

地域の克雪体制整備が必要

- ①克雪施設(流雪溝、融雪装置等)
- ②克雪体制整備
 - ・雪処理講習会
 - ・コミュニティ単位での雪処理計画策定
 - ・豪雪時の広域支援を想定した演習 等)
 ※①、②については、一体的に実施
- ③世代間交流施設(屋根付き多目的広場等)
- ④地域間交流施設(研修施設等)
- ⑤高齢者支援施設(冬期共同住宅等)



地域コミュニティによる雪処理

克雪施設を地域で効果的に活用

豪雪地帯の安全安心な暮らしの確保・地域の活性化

自動二輪車駐車システム導入促進

街路課

1. 背景・目的

中心市街地等において、道路上に違法駐車している自動二輪車が自動車や歩行者の円滑かつ安全な交通を阻害している。

このため、自動二輪車駐車場の整備を促進する必要があるが、現状の機械式駐車場設備等は、自動二輪車対応となっていないことから、これらの開発、安全性検証を行う必要がある。

2. 概 要

機械式駐車場の構造、機械、設備について、自動二輪車に対応した駐車システムに関し、基幹的検討を踏まえ、官民共同の開発をし、また安全性検証を行い、その導入促進を図る。

3. 事業効果

中心市街地等において、自動二輪車対応の駐車場整備が促進されることにより、自動二輪車の路上駐車が解消・緩和され、自動車や歩行者の円滑で安全な交通の確保が図られる。

